

令和7年度宮城県施設園芸燃料価格高騰対策補助金 募集案内

宮城県では、燃料価格の高騰が施設園芸を営む農業者に与える影響を軽減するため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、農業者が令和7年度に購入した燃料購入費等の一部を支援します。

補助金の交付に係る申請手順については、宮城県施設園芸燃料価格高騰対策補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この募集案内に記載のとおりとします。

1 事業目的

施設園芸の省エネ化に取り組む農業者に対する燃料価格高騰の影響を軽減するため、園芸生産施設の加温等に利用される燃料の購入量に応じて補助金を交付するもの。

また、農業協同組合及び事業参加者が3戸以上の協議会事務局等を担っている農業協同組合（以下「農業協同組合等」という。）に対し、推進事業費として事務的経費を補助するもの。

2 補助対象者

宮城県農業再生協議会が実施する令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業に参画する支援対象者であって、かつ、以下を満たす者

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (2) 県税に未納がないこと。

3 補助内容

(1) 対象とする燃料

支援対象者が定めた省エネルギー等対策推進計画に参画し、令和7事業年度において燃料価格高騰に備えるための積立を行う農業者（以下「事業参加者」という。）が園芸生産施設の加温等に利用したA重油、灯油及びLPガスとし、令和7年4月から令和8年3月までの期間内に納品が完了されたもので、かつ、交付要綱第4に規定する交付申請期限（令和8年2月13日（金））までに、事業参加者が購入代金の支払いを完了したもの。このうち令和7年10月から12月までの燃料購入量のうち交付申請書の提出期限までに支払が完了しないもの及び令和8年1月から3月までの燃料購入量については、前年同月の購入実績をもって算定する。

ただし、事業参加者が新規就農者等の場合であって、前述の算定方法により令和7年10月から12月までの燃料購入量のうち交付申請書の提出期限までに支払が完了しないもの及び令和8年1月から3月までの燃料購入量については、県又は地域の標準的な燃料使用量により、これを算定する。

(2) 対象とする事務的経費

農業協同組合等が本事業を実施するために直接必要な旅費、役務費、使用料、通信費、消耗品費、人件費、その他経費。このうち人件費の支払をしていないときは、直近の支払実績をもって算定する。

(3) 補助金額

対象とする燃料の購入数量に下記の交付単価を乗じた金額を上限として補助金を交付する。予算を超える申請があった場合は、一律に交付単価を減じて補助金額を算出する。

- ・ A重油 1リットル当たり 5.0円
- ・ 灯油 1リットル当たり 5.4円
- ・ LPガス 1キログラム当たり 5.8円

【例】A重油の購入数量：5, 000リットル、灯油の購入数量：3, 000リットルの場合
 $5, 000 \times 5. 0 = 25, 000$ 円 … ①
 $3, 000 \times 5. 4 = 16, 200$ 円 ≈ 16, 000円（千円未満切り捨て）… ②
①+②= 25, 000円 + 16, 000円 = 41, 000円

加えて、農業協同組合等にあっては、前述の補助金額の3%を上限として事務的経費に係る補助金額を算出する。

4 交付申請書の受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年2月13日（金）まで ※必着

5 申請方法

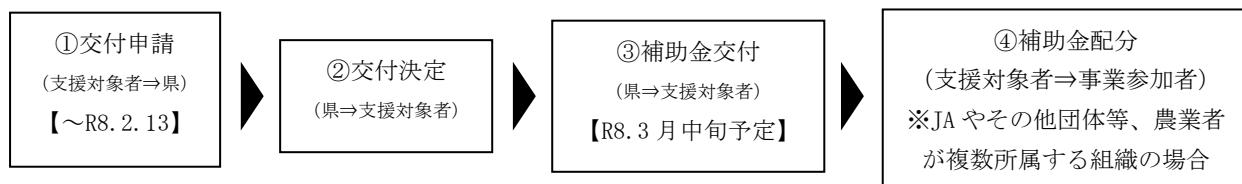
交付申請書（別記様式第1号）に以下の書類を添えて、電子メール又は郵送で県園芸推進課流通ビジネス班宛て提出すること。（事務的経費の交付申請者に該当しない場合は、（6）以下を除く。）

- (1) 燃料購入実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 燃料の購入実績が確認できる証拠書類（領収書等）の写し及びその算定根拠
※施設園芸セーフティネット構築事業の実績報告時に宮城県農業再生協議会宛てに提出した書類は提出不要。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿（別記様式第3号）
- (4) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）
- (5) 振込先口座を確認できる資料（通帳の写し等）
- (6) 事務的経費支払状況報告書（別記様式第4号）
- (7) 事務的経費の支払実績が確認できる証拠書類の写し（人件費の場合は、その算定根拠）

6 結果の通知

全ての申請内容を確認・審査した上で、県園芸推進課から各申請者宛てに結果を通知する。
※補助金は令和8年3月中旬の交付を予定。

7 事業実施スケジュール



8 問合せ・申請書の提出先

宮城県農政部園芸推進課 流通ビジネス班
住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1
TEL:022-211-2337 FAX:022-211-2849
E-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

9 その他

事業の内容や申請手続きの詳細については、別添のQ&Aを御確認ください。

令和7年度宮城県施設園芸燃料価格高騰対策補助金に関するQ&A

補助金申請者について

Q1. 誰が補助金を申請することができますか。

A1. 宮城県農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）が実施する令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業に応募し、事業実施計画の承認を受けた組織（支援対象者）です。

Q2. 施設園芸セーフティネット構築事業に参加するJA等の団体に所属している個人農家や農業法人が、単独で本補助金の交付を申請できますか。

A2. できません。本補助金の申請者は、施設園芸セーフティネット構築事業に応募し、事業実施計画の承認を受けた組織（支援対象者）に限られます。

Q3. 施設園芸セーフティネット構築事業に参加する全ての農業者が補助金の対象となりますか。

A3. 令和7事業年度に燃料価格高騰に備えて積立を行った農業者のみが対象となります。省エネエネルギー等対策推進計画に参画し、燃料使用量の削減に取り組む生産者であっても、令和7事業年度の積立を行っていない場合は、対象なりません。

補助内容について

Q4. 選果・調製施設や事務所で利用した燃料は対象となりますか。

A4. なりません。本事業の対象は、園芸生産施設で利用された燃料です。

Q5. 納品時期が対象期間外であっても、燃料を使用した時期が対象期間内であれば、補助金の対象となりますか。

A5. なりません。補助金額の算定は、令和7年1月から12月までの期間に納品された燃料により行います。（令和7年1月から3月分は、令和8年1月から3月分の算定に使用。なお、令和7年10月から12月分までの燃料購入量のうち交付申請書の提出期限までに支払いが完了しない場合は、令和6年10月から12月分までの燃料購入量で算定する。）

Q6. 施設園芸セーフティネット構築事業では、後日代金を支払う予定の燃料についても補填金支払いの対象となりますですが、本補助金では、申請時に未払いの燃料は対象とはなりませんか。

A6. なりません。交付申請期限（令和8年2月13日（金））までに支払いが完了し、領収書類を提出した燃料のみが、本事業の対象となります。

Q7. 対象期間中に営農をやめた生産者が購入した燃料は、対象となりますか。

A7. 本事業は営農継続支援を趣旨としているため、対象とはなりません。

Q8. 令和6事業年度まで施設園芸セーフティネット構築事業に参画しており、現在は離脱した農業者が購入した燃料は、補助金の対象となりますか。

A8. なりません。逆に、令和7事業年度から参画し、令和7事業年度に積み立てを行った農業者については対象となります。

申請手続きについて

Q9. 申請書に添付する「燃料の購入実績が確認できる証拠書類」や「事務的経費の支払実績が確認できる証拠書類」とは、どのような書類ですか。

A9. 燃料の購入実績が確認できる証拠書類は、納品書や領収書、燃料販売業者が発行した購入証明書等、事業参加者ごとに購入した燃料の種類と数量が記載された書類であって、事業参加者による燃料代金の支払いを確認できるものです。

事務的経費の支払実績が確認できる証拠書類は、領収書や、人件費にあっては、本事業に関する事務に要した時間及び1時間当たり人件費単価が記載された書類です。

Q10. 燃料の購入実績が確認できる証拠書類について、県は、いつ時点で農業再生協議会に照会を行う予定ですか。

A10. 令和8年2月13日時点で照会予定です。よって、この日までに農業再生協議会宛て提出いただいた証明書類は、改めて本補助金の交付申請書に添付する必要はありません。

Q11. 燃料の購入実績が確認できる証拠書類について、同じ証明書を、施設園芸セーフティネット構築事業の実績報告用として農業再生協議会に、本補助金の申請用として県に、別々に提出しても構いませんか。

A11. 書類の整理及び確認の都合上、提出しないでください。

Q12. 燃料購入実績報告書について、LPガスがキログラムではなく立法メートル単位で納入される場合、施設園芸セーフティネット構築事業の実績報告に倣って単位換算をした上で記載しても構いませんか。

A12. 必ず、施設園芸セーフティネット構築事業の実績報告と同じ方法で換算してください。

Q13. 複数の事業参加者（農業者）を取りまとめる組織（JA等）で申請を行う場合、県からの交付決定に当たっては、農業者ごとの補助金額が示されますか。

A13. 交付決定通知に、農業者ごとの補助金額を記載した別表を添付する予定です。

Q14. 燃料に係る補助金額を算出する際、千円未満の端数はどのように扱われますか。

A14. 交付決定に当たっては、農業者の燃料種ごとに補助金額（千円未満切り捨て）を算出し、その合計により交付申請者の補助金額を算出します。

【例 JA重油を5000リットル、灯油を3000リットル購入した農業者の場合】

JA重油： $5000 \times 5.0 = 25,000$ 円

灯油： $3000 \times 5.4 = 16,200$ 円（千円未満切り捨て）

この場合、合計額41,200円が補助金額となります

※端数処理により、交付申請額を減額して交付決定を行うことがあります。

※予算を超える申請があった場合は、一律に交付単価を減じて補助金額を算出することとし、交付申請額を減額して交付決定を行います。

補助金の取扱いについて

Q15. JA等が補助金を申請する場合、県から補助金が交付された後、いつまでに農業者に燃料に係る補助金を配分すれば良いですか。

A15. 期限はありませんが、本事業の趣旨を鑑み、可能な限り早期に配分願います。

Q16. JA等から農業者への振込は、例えば施設園芸セーフティネット構築事業の補填金など、別の経費と一緒にして行っても構いませんか。

A16. 構いません。ただし、振込金額の内訳を明確に記録に残すなど、後日県から照会があった場合に、本補助金が確実に事業者へ配分されたことを証明できるようにしてください。

Q17. 燃料に係る補助金をそのまま農業者に分配せずに、一部を手数料として申請者が徴収しても構いませんか。

A17. 燃料に係る補助金は燃料購入費を支援する目的で交付されるため、目的外に充当できません。